

瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月20日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第43号

瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則（昭和51年瀬戸市規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(文書の様式) 第9条 次の各号に掲げる文書の様式は、当該各号に定めるとおりとする。 (1)から(3)まで <省略>  (4) <省略> (5) <省略> (6) <省略> (7) <省略> (8) <省略> (9) <省略> (10) <省略> (11) <省略>	(文書の様式) 第9条 次の各号に掲げる文書の様式は、当該各号に定めるとおりとする。 (1)から(3)まで <省略> <u>(4) 条例第4条第1項に規定する印鑑登録原票第2号様式</u> (5) <省略> (6) <省略> (7) <省略> (8) <省略> (9) <省略> (10) <省略> (11) <省略> (12) <省略>

第2号様式を次のように改める。

第2号様式 削除

第3号様式を次のように改める。

第3号様式(第9条第4号及び第5号関係)

年 月 日
様
愛知県瀬戸市長 印
印鑑の登録に関する照会書
年 月 日 あなたの登録申請を受け付けましたが、あなたの意思に基づき申請されたものに相違なければ、回答書に全て自書し、申請された印鑑を押印して、切り離さずに 年 月 日までに申請取り扱い窓口へ持参してください。

回 答 書	年 月 日
愛知県瀬戸市長 様	申請した印鑑
照会のありました印鑑登録申請は、私の意思に基づくことに相違ありません。	
住 所 _____	
本人署名 _____	
生年月日 _____	

代理人に委任するときは、登録する本人が回答書と以下の委任状を記入して持参させてください。

委 任 状	年 月 日
代理人住所 _____	
代理人氏名 _____	
代理人生年月日 _____	
回答書の提出及び印鑑登録証の受領について、上の者を代理人と定め、その権限を委任いたします。 本人署名	
_____	

備考：

第4号様式中「第4号様式（第9条第7号関係）」を「第4号様式（第9条第6号関係）」に改める。

第5号様式中「第5号様式（第9条第8号関係）」を「第5号様式（第9条第7号関係）」に改める。

第6号様式中「第6号様式（第9条第9号関係）」を「第6号様式（第9条第8号関係）」に改める。

第7号様式中「第7号様式（第9条第10号関係）」を「第7号様式（第9条第9号関係）」に改める。

第8号様式を次のように改める。

第8号様式（第9条第10号関係）

印鑑登録証明書

登録印影	氏名	
	旧氏（通称）	
	生年月日	
	住所	

この写しは登録された印影と相違ないことを証明する。

年 月 日

愛知県瀬戸市長

印

第9号様式を次のように改める。

年 月 日

様

愛知県瀬戸市長

印

印鑑登録抹消通知書

あなたの印鑑の登録を下記のとおり抹消しましたのでお知らせします。

記

1. 印鑑登録番号
2. 登録者氏名
3. 抹消年月日
4. 抹消事由

あなたの印鑑登録は上記理由により抹消されました。引き続き、印鑑登録が必要な場合には、改めて印鑑登録の申請を行ってください。

(行政不服審査法に基づく教示)

(行政事件訴訟法に基づく教示)

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、令和7年1月5日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則の施行の際、改正前の瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により印鑑の登録について照会した照会書及び回答書は、改正後の瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定により照会し、及び回答したものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づいて交付されている印鑑登録証、印鑑登録証明書及び印鑑登録抹消通知書は、この規則による改正後の規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。